　組合員及びその被扶養者　各位

裁判所共済組合

　　　　　個人番号の取得及び利用目的について（お知らせ）

裁判所共済組合では，下記の事務に利用するため，組合員及びその被扶養者の個人番号（マイナンバー）を取得します。

裁判所共済組合は，利用目的を超えて個人番号を含む個人情報を利用することはせず，今後，利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には，当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更するとともに，組合員及びその被扶養者の皆さまに通知を行います。

すでに組合員（職員）の所属庁の人事担当課（給与担当部署）に対して個人番号を提出済みの方（職員本人及び「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者，控除対象扶養親族及び１６歳未満の扶養親族）については，原則として，所属庁から個人番号の提供を受けるため，組合員の皆さまから個人番号を提出していただく必要はありません。他方，所属庁が個人番号を保有していない方については，別途，個人番号の提供を依頼する文書をお渡ししますので，御協力をお願いいたします。

記

１　個人番号利用事務について

(1)　情報照会関連事務（裁判所共済組合特定個人情報等取扱規則（平成２７年１２月２４日制定。以下「取扱規則」という。）第５条第２号）

　裁判所共済組合が，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）別表第２の第１欄に掲げる情報照会者として，同表の第３欄に掲げる情報提供者に対し，情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求める事務及びこれに付随する事務

　具体例としては，裁判所共済組合の組合員の資格を喪失した後に出産した元組合員から，出産費の請求書の提出を受けた際，同人が現に加入する医療保険者に対し，出産費の支給の有無を照会し，回答を受領する事務等がある。

(2)　情報提供関連事務（取扱規則第５条第３号）

　裁判所共済組合が，番号法別表第２の第３欄に掲げる情報提供者として，同表の第１欄に掲げる情報照会者からの照会に対し，情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供する事務及びこれに付随する事務

　具体例としては，裁判所共済組合の組合員の資格を喪失した元組合員が現に加入する医療保険者から，元組合員から出産費の請求書の提出を受けたとして，裁判所共済組合における出産費の支給の有無につき照会を受け，これに回答する事務等がある。

(3)　短期給付支給関連事務（取扱規則第５条第４号）

　裁判所共済組合が，番号法別表第１の２８の項に規定する各事務を実施するため，国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号），国家公務員共済組合法施行令（昭和３３年政令第２０７号）及び国家公務員共済組合法施行規則（昭和３３年大蔵省令第５４号）の規定により，組合員又は短期給付の支給を受けようとする者から個人番号が記載され申告書や請求書等の提出を受け，認定又は支給等を行う事務及びこれに付随する事務

２　個人番号関係事務について

(1)　年金等関連事務（取扱規則第５条の２第７号）

ア　年金請求者から個人番号が記載された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を受け，これを国家公務員共済組合連合会等に提出する事務及びこれに付随する事務

イ　長期組合員となった者又はその資格を喪失した者から個人番号が記載された資格の得喪に関する届の提出を受け，これを国家公務員共済組合連合会等に提出する事務及びこれに付随する事務

ウ　組合員又はその被扶養配偶者から個人番号が記載された国民年金第３号被保険者関係届の提出を受け，これを日本年金機構に提出する事務及びこれに付随する事務

エ　年金請求者，第２号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求する者，３歳に満たない子を養育し，又は養育していた組合員又は組合員であった者その他の年金又は長期給付に関する手続を行おうとする者から番号法別表第１の２４の項，２９の項又は３１の項に規定する各事務に関し個人番号が記載された書類の提出を受け，これを国家公務員共済組合連合会等に提出する事務及びこれに付随する事務

(2)　保険金及び給付金請求事務（取扱規則第５条の２第８号）

　いわゆるグループ保険の各種保険契約に基づき，保険金等請求者から個人番号が記載された保険金及び給付金請求に係る請求書等の提出を受け，これを請求先となる保険会社等に送付する事務及びこれに付随する事務